資料7

情報公開･個人情報保護審議会　諮問・報告事項

件名	住民基本台帳事務等における法務省との情報連携に係る外部結合について（相手先の変更）

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】
◇第 17 条第 4 項（法令の定めに基づき外部電子計算機との結合をしたとき）

（担当部課：地域振興部戸籍住民課）

事業の概要

事業名	住民基本台帳事務等における法務省との情報連携に係る外部結合（相手先の変更）
担当課	戸籍住民課
目　的	「住民基本台帳法」、「出入国管理及び難民認定法」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に規定されている法務省との情報連携を確実かつ効率的に行うため。
対象者	①　新宿区内に住所（住居地）を有する外国人住民 ②　①以外の者で、新宿区内に居住地を有する特別永住者
事業内容	1　趣旨 平成 24 年 7 月 9 日から、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管特例法」という。）及び関係法令に基づいて、外部結合による法務省との情報連携を開始した。（平成 23 年度第 7 回本審議会承認事項） 本年 4 月 1 日に、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として「出入国在留管理庁」が新設され、住基法、入管法及び入管特例法の改正により、市区町村在留関連事務に関する「法務大臣」の権限等が「出入国在留管理庁長官」に移行された。 この法令改正を受けて、法務省との情報連携における外部結合の相手先を「法務大臣」から「出入国在留管理庁長官」に変更する。 2　処理の概要（資料７－１のとおり） 通信には総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ回線）を利用し、出入国在留管理庁長官から提供されている情報連携端末を用いて、以下の送受信を行う。 ①　市町村通知の送信（区から出入国在留管理庁長官への通知） ・外国人住民の住民票への記載等に関する情報 ・中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関する情報 ・特別永住者証明書の交付に関する情報 ②　出入国在留管理庁通知の受信（出入国在留管理庁長官から区への通知） ・住民票の記載事項の修正等に関する情報 3　変更日　平成 31 年 4 月 1 日 4　対象者 新宿区内に住所（住居地）を有する外国人住民 42,157 人（平成 31 年 4 月 1 日現在） 上記の他、新宿区内に居住地を有する特別永住者

別紙（電子計算機の外部結合関係）

◇法令等に基づく外部との結合（第 17 条第 1 項第 2 号関係）・・・報告事項

件名　住民基本台帳事務等における法務省との情報連携に係る外部結合について（相手先の変更）

※太ゴシック（下線）は、平成 23 年度第 7 回本審議会承認事項からの変更内容

保有課（担当課）	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳事務 市区町村在留関連事務 特別永住許可事務
結合される情報項目 （だれの、どのような項目か）	1　対象 ①　新宿区内に住所（住居地）を有する外国人住民 ②　①以外の者で、新宿区内に居住地を有する特別永住者 2　情報項目 資料７－２のとおり ※結合される情報項目に変更なし。
結合の相手方	**出入国在留管理庁長官**
結合する理由	住民基本台帳法（以下「住基法」という。）、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管特例法」という。）に規定されている法務省との情報連携を行うため。 **また、住基法施行令、入管法施行令及び入管特例法施行令の改正により、市区町村在留関連事務に関する「法務大臣」の権限等が「出入国在留管理庁長官」に移行されため、結合の相手方を変更する。** **根拠：住基法施行令第 30 条の 30** **入管法施行令第第 2 条、第 6 条** **入管特例法施行令第 2 条、第 3 条**
結合の形態	通信には総合行政ネットワーク（ＬGWAN回線）を利用し、出入国在留管理庁長官から提供される情報連携端末によりデータの送受信を行う。（資料７－１のとおり）
結合の開始時期と期間	**平成 31 年４月１日から（以降、同様の外部結合を行う。）**
情報保護対策	本件外部結合にあっては、「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティポリシー」、「出入国在留管理庁通知及び市町村通知に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準（平成 24 年総務省・法務省告示第１号）」及び「情報連携端末等の使用に係るセキュリティ管理規程（出入国在留管理庁）」に基づき、以下の個人情報保護措置を講ずる。 1　接続するネットワークは、総合行政ネットワーク（ＬGWAN回線）を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。 2　送受信する情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とする。 3　ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。 4　ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。 5　職員が情報連携端末を使用する際は、ユーザＩＤ及び暗証番号により正当なアクセス権限があることを確認する。

	6　情報連携端末の作業を終えた際は、その都度、必ずログオフするよう職員に徹底する。 7　情報連携端末の証跡（ログ）を記録する。また当該ログを電磁的記録媒体に出力して保管する。 8　情報セキュリティ責任者（課長）は、システムを操作する職員に、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。